

## 別添（第1条関係）

### 水準モニタリングポスト点検業務実施要領

#### 1 目的

新居浜市、今治市、松山市、八幡浜市及び宇和島市に設置している水準モニタリングポスト及び原子力センターに設置しているサーバについて、「9 準拠基準等」に示す用途・機能等を維持することを目的とする。

#### 2 対象機器

別紙1のとおり

#### 3 設置場所

別紙2のとおり

#### 4 点検概要

委託業務は、次により行うこととし、その範囲及び詳細は、別紙3「水準モニタリングポスト点検表」のとおり実施すること。なお、本内容は点検項目の概要を示すものであることから、詳細な記録様式等については、実施計画書に含め提出すること。

- (1) モニタリングポスト 空間放射線量率測定装置（新居浜局、今治局、松山局、八幡浜局、宇和島局）

○点検 年2回（第1、3・四半期）

- (2) サーバ（愛媛県原子力センター）

○点検 年2回（第1、3・四半期）

#### 5 点検条件

- (1) 当該機器に関し知識と経験のある専門の技術員により実施すること。
- (2) 点検に使用する測定機器等（校正用線源含む）は必要に応じ校正済み品を使用する等により点検の精度を確保すること。なお、これらは全て受託者で準備すること。
- (3) 点検に伴い交換が必要となる部品や軽微な消耗品の交換は本点検に含むものとする。
- (4) 作業終了時には、各種設定値を確認するとともに、正常動作を確認すること。
- (5) 点検作業により発生した不用品は受託者で適正に処分すること。
- (6) 点検状況の写真を撮影し、実施報告書に含めること。

なお、部品交換においては、交換前後の写真を撮影すること。

(7) 点検内容に疑義が生じた場合は、当センターの監督職員へ確認すること。

## 6 報告

受託者は、点検結果を別紙3「水準モニタリングポスト点検表」の内容を満たした点検表により報告すること。

## 7 不具合への対応

(1) 受託者は、当センターから本契約の対象機器について、不具合発生の連絡（夜間及び土・日曜日その他の休日を除く平日昼間の時間帯に限る）があった場合は、当センター職員が実施する復旧作業等への技術的助言を行うものとする。

(2) 前項における作業により不具合が復旧せず、当センターから調査及び修理等の依頼があった場合は、受託者はこれに誠実に対応するものとする。ただし、これに要する費用については、別途、契約の締結または文書により合意したうえで実施するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)の期間は、本業務終了後も当該年度内は継続するものとする。

## 8 その他

その他、疑義が生じた場合は協議等を行うこと。

## 9 準拠基準等

○放射能測定法シリーズNo. 17 連続モニタによる環境γ線測定法  
（平成29年12月 原子力規制庁監視情報課）

○平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）  
（令和3年12月 原子力規制庁監視情報課）

○緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）  
（令和3年12月 原子力規制庁監視情報課）

○日本産業規格（JIS）

○日本電気工業会規格（JEM）

○その他必要な規格・基準等

## 別紙 1

## 対象機器一覧

## (1) モニタリングポスト 空間放射線量率測定装置 (5局)

機器名	型式	数量
A 検出部	SD22-T0	5
B 測定モジュール	D6100UM-T	5
C 無停電電源装置 (UPS)	BX35F	3
	BX50FW	1
	BU50SW	1
D 電光表示器	HBZ-TM96081RGB-0	5

## (2) 収集サーバ (1式)

機器名	型式	数量
A サーバ	PowerEdge R240	1
B 無停電電源装置 (UPS)	SMT1500RMJ2U	1

別紙 2

設置場所一覧及び数量

(1) モニタリングポスト 空間放射線量率測定装置 5局

局舎名	住 所
愛媛県総合科学博物館 (新居浜局)	新居浜市大生院2133番地の2
愛媛県立今治東中等教育学校 (今治局)	今治市桜井2丁目9番1号
愛媛県産業技術研究所 (松山局)	松山市久米窪田町487の2
八幡浜市立愛宕中学校 (八幡浜局)	八幡浜市字西海寺325
宇和島市立天神公民館 (宇和島局)	宇和島市丸穂町枇杷窪甲893

(2) 収集サーバ 1式

局舎名	住 所
愛媛県原子力センター	八幡浜市保内町宮内1番耕地485-1

別紙 3

水準モニタリングポスト点検表

(1) モニタリングポスト 空間放射線量率測定装置 (5局)

①外観点検・各部清掃

点検項目	内容・基準	結果
A 機器全般	機能に影響を及ぼす損傷がないこと 清掃を実施すること	

②設定値確認

点検項目	内容・基準	結果
A HV設定 B 動作設定 C 測定設定 D 警報設定 E 温度制御設定	正しい設定値であることを確認	

③測定モジュール

点検項目	内容・基準	結果
A DC電圧設定	DC電源電圧が基準値内であることを確認	
B リップル電圧測定	リップル電圧が基準値内であることを確認	
C ディスクリ機能	正常に動作していることを確認	
D データの複製と保存	内蔵データのコピーを実施	
E トレンド機能	3か月前のデータが閲覧できるか確認	
F 時刻同期確認	時刻同期ができるか確認	

④温度制御装置点検

点検項目	内容・基準	結果
A 温度出力制度	表示温度に対する出力温度の精度を確認	
B ヒーター制御	制御可能であることを確認	
C クーラー動作	制御可能であることを確認	
D ファン動作	制御可能であることを確認	

⑤UPS点検

点検項目	内容・基準	結果
A バッテリー	セルフテストにより異常がないことを確認	

⑥総合試験

点検項目	内容・基準	結果
A 点検前の測定値	線量率/K-40 ピーク位置の確認	
B 線量率指示精度	Cs-137 線源を照射し、相対誤差が基準値内であることを確認	
C スペクトル指示	Am-241 及びCo-60 の線源を照射し、スペクトルが基準内であることを確認	
D 点検前後の測定値	線量率/K-40 ピーク位置の確認	
E 機器状態確認	不要キャッシュを削除し、再起動後に測定が再開されることを確認	

(2) 収集サーバ 一式

①外観点検・各部清掃

点検項目	内容・基準	結果
A 機器全般	機能に影響を及ぼす損傷がないこと 清掃を実施すること	

②UPS点検

点検項目	内容・基準	結果
A バッテリー	セルフテストにより異常がないことを確認	

③サーバ点検

点検項目	内容・基準	結果
A データ転送機能	正常に転送されていることを確認	
B エラーログ確認	予期せぬエラーが発生していないことを確認	
C 時刻同期確認	Time-Service が起動していることを確認	